

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 186 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、第 186 回金融商品専門委員会（2022 年 8 月 22 日開催）で検討をお願いした、信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定時における担保の考慮及び信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法について聞かれた意見をまとめたものである。

## 聞かれた意見

### 審議(2)-2 信用リスクの著しい増大の判定時における担保の考慮に関する意見

2. 日本の銀行の債務者区分においては、個別債権の担保の有無を反映しておらず、SICR の判定において担保の有無を勘案すると却って複雑性が増すことから、本論点について特段の対応を行わないとする事務局案に賛成する。
3. 一般的な貸付金についての考え方は事務局案に賛成するが、金融機関同士の資金調達目的で行う債券の現先取引等においては、国債等によってフルに保全されていることから、担保を考慮する除外規定等を設けた方がよいと考える。
4. 担保についての考え方は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の設例や適用指針を読んでようやく納得できるところもあるため、分かりやすく説明する工夫も必要ではないか。

### 審議(2)-3 信用リスクが増大した場合の利息収益の認識方法に関する意見

#### （IFRS 第 9 号の定めを取り入れ方に関する意見）

5. 利息収益の認識方法は、融資手数料等の取扱いも含めた実効金利法の適用に関する議論と密接に関連するため、「貨幣の時間価値の考慮」と合わせて引き続き検討するとの事務局案に賛成する。
6. IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する議論に着手した現時点では案 2 にせざるを得ないのではないか。なお、実効金利法から合わせるとなると、その整備には相応の負荷が生じると考える。

7. 銀行の引当と金利や収益を管理するシステムは別のシステムとなっていることが通常であり、システムではなくマニュアルで対応する場合には相応の負担が生じることから、日本の実務を踏まえた簡便的な対応が必要である。そのため、案2（分類及び測定に関する定めは変更せず、未収利息不計上の取扱いを維持する）が現実的な選択肢と考える。
8. 事務局案に賛成する。ただし、実効金利と約定利率の選択適用を許容する場合であっても、現行の日本基準や実務が大きく変更することになるため、ステップ2の開発方針に沿ったものかどうか影響を分析する必要がある。
9. 事務局案に賛成するが、IFRS第9号の実効金利の概念は日本基準より広いため、約定利息との関係も含めて整合性について慎重に検討する必要がある。
10. IFRS第9号に基づく信用減損資産に対する利息の認識・表示と、日本基準の利息不計上の処理の違いは、他の条件が同じであれば、受取利息と貸倒引当金繰入額が総額又は純額で認識・表示されるかの違いであると考えられるため、IFRS第9号の定めを取り入れるかどうかについては、両会計基準の差異が国際的な比較可能性を損なうほどの重要性の有無及びコスト・ベネフィットも踏まえて検討すべきと考える。
11. 仮にIFRS第9号に合わせて日本基準を修正する場合には、日本基準の中での整合性を図る必要があるため、ステップ4で相応の時間や開発リソースを要することになり、プロジェクト全体の進行管理に影響する。そのため、当面は現行の日本基準の取扱いを維持しつつ、引当の問題への対応に目途がついた段階で、改めて利息収益の認識方法の検討に着手することも考えられる。
12. IFRS第9号と異なる取扱いを許容する場合には、国際的な説明責任の観点から、それを許容する背景を文書などの形で明確化しておくことが有益と考えられる。

**(その他の意見)**

13. 未収利息の計上にはさまざまな表示方法があることから、具体的な数字を用いた仕訳の事例などを示すことが有益と考えられる。

以上